# 障害福祉サービス重要事項説明書

[令和7年6月25日現在]

# 1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人川島町社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 藤間 隆
本社所在地・電話番号	埼玉県比企郡川島町大字平沼1175
	$0\ 4\ 9-2\ 9\ 7-7\ 1\ 1\ 1$
法人設立年月日	昭和62年1月27日

# 2 サービスを提供する事業所の概要

# (1) 事業所の名称等

名				称	社会福祉法人川島町社会福祉協議会訪問介護事業所
					・居宅介護
					(身体障害者・知的障害者・精神障害者・厚生労働大
サ	_	ビ	ス	種 類	臣が定める難病患者等・障害児)
					・重度訪問介護
					(身体障害者・身体障害児)
事	業	所	番	号	指定事業所番号1113242935
所		在		地	〒350-0146 埼玉県比企郡川島町大字曲師402番地1
電	話		番	号	049-299-1270
F	Α	X	番	号	$0\ 4\ 9-2\ 9\ 7-7\ 1\ 1\ 2$
通常の事業の実施地域		地域	川島町		

# (2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。)	
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで	

# (3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul><li>・従事者と業務の管理を行います。</li><li>・従事者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li></ul>	常勤1人
サービス 提供 責任者	<ul><li>・居宅介護計画及び重度訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。</li><li>・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。</li><li>・居宅介護等従事者の業務の実施状況を把握します。</li><li>・居宅介護等従事者に対する研修技術指導を行います。</li></ul>	常勤2人

居宅介護等 従事者	・居宅介護計画及び重度訪問介護計画に基づき、居宅介 護及び重度訪問介護のサービスを提供します。	非常勤3人以上
事務職員	・必要な事務を行う。	常 勤1名

# 3 サービス内容(居宅介護、重度訪問介護)

サービス種類	サービス内容
居宅介護 (身体介護、家事援助)	居宅で、入浴・清拭・食事・通院等介助・調理・掃除・洗 濯・買い物・その他制度に準ずる内容の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅に おいて入浴・排泄・食事等の介護サービスや調理・洗濯・ 掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の 支援を行います。
その他	必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上 のご相談や助言を行います。

# 4 利用料、その他の費用の額

別紙料金表の通りとします。

# 5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

## (1)請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月10日過ぎに利用者あてにお届けします。

# (2) 支払い方法等

- ① 請求月の26日を基準日として、下記のいずれかの方法でお支払いください。
  - ・現金払い
  - 事業者が指定する金融機関から選択し、そこからの自動振替
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)

#### 6 秘密の保持

- (1) 従事者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者である期間及び従事者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び 「社会福祉法人川島町社会福祉協議会個人情報保護規程」を遵守し、適切な取扱いに 努めます。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

# 8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名:東京海上日動火災株式会社 保険名:居宅介護事業賠償責任保険

# 9 サービス提供に関する相談、苦情

# (1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
  - 利用者の状況を詳細に把握するため状況の聞き取りや事情の確認を行います。
  - ・従事者に事実関係の確認を行います。
  - ・把握した状況をもとに検討を行い、対応を決定します。
  - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者及 び家族へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

#### (2) 苦情相談窓口

責任者田中正人担当者大野茂樹

電話番号 049-299-1270

受付時間 午前8時30から午後5時15分まで

受付日 月曜日から金曜日まで

(国民の休日、12月29日~1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

	所 在 地 川島町大字下ハツ林870-1
川島町役場 健康福祉課	連 絡 先 049-299-1756 (直通)
	受付時間 月~金曜日 8時15分~17時15分
	所 在 地 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
   埼玉県運営適正化委員会	彩の国すこやかプラザ1階
埼玉泉連呂週近化安貝云 	連 絡 先 048-822-1243
	受付時間 月~金曜日 9時00分~16時00分

## 10 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために下記の対策を講じます。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。

虐待防止に関する責任者:大野 茂樹

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

# 11 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 居宅介護等従事者はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。
  - ① 医療行為
  - ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
  - ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
  - ④ 居宅介護等従事者が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの(草むしり、花木の水やり、犬の散歩等)
  - ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具・電気器具等の移動等、大 掃除等)
- (2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

年 月 日

居宅介護、重度訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

#### 事業者

<所在地> 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175 <法人名> 社会福祉法人川島町社会福祉協議会 <代表者名> 会長 藤間 隆

## 説明者

<事業所名> 社会福祉法人川島町社会福祉協議会 訪問介護事業所

<氏 名>

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者

<住 所> 埼玉県比企郡川島町

<氏 名>

(代理人)

<住 所> <氏 名>